

郡山市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第57号

郡山市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市斎場条例施行規則（平成3年郡山市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により、郡山市東山悠苑（以下「悠苑」という。）を使用しようとする者は、郡山市東山悠苑使用許可申請書（第1号様式、第2号様式又は第3号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条の規定による許可に係る申請書（次条において「火葬許可申請書」という。）の提出をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 市長は、悠苑の使用を許可したときは、郡山市東山悠苑使用許可書（第4号様式、第5号様式又は第6号様式）を交付する。<u>ただし、前条ただし書きの規定により火葬許可申請書の提出があったときは、墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する火葬許可証の交付をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(死体等の引渡、引受等)</p> <p>第4条 前条の使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する火葬許可証及び郡山市東山悠苑使用許可書を職員に提示し、死体（死胎を含む）、肢体又は胞衣産汚物（以下「死体等」という。）を引き渡さなければならない。<u>ただし、前条ただし書きの規定による場合は、郡山市東山悠苑使用許可書の提示は要しない。</u></p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により、郡山市東山悠苑（以下「悠苑」という。）を使用しようとする者は、郡山市東山悠苑使用許可申請書（第1号様式、第2号様式、第3号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 市長は、悠苑の使用を許可したときは、郡山市東山悠苑使用許可書（第4号様式、第5号様式、第6号様式）を交付する。</p> <p>(死体等の引渡、引受等)</p> <p>第4条 前条の使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による火葬許可書及び郡山市東山悠苑使用許可書を職員に提示し、死体（死胎を含む）、肢体又は胞衣産汚物（以下「死体等」という。）を引き渡さなければならない。</p>

2 (略)

第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

2 (略)

第1号様式（第2条関係）

許可番号	第 号	郡山市東山悠苑使用許可申請書（死体用）		
死 亡 者	本籍			
	住所			
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	性別	男・女
死因	一類感染症等 その他			
死亡年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡の場所				
使用年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
上記のとおり申請いたします。				
申請者 住所 氏名 死亡者との続柄				
年 月 日				
郡山市長				
※太線内を記入してください。				
市内・市外	12歳以上・12歳未満	円		

第2号様式（第2条関係）

許可番号		第 号	郡山市東山悠苑使用許可申請書（死胎用）		
父	本 籍				
	住 所				
母	氏 名	父			
		母			
死産児の性別	男 ・ 女 ・ 不詳			妊娠週数	週
分娩年月日時	年 月 日			午前・午後	時 分
分娩の場所					
使用年月日時	年 月 日			午前・午後	時 分
上記のとおり申請いたします。					
申請者 住所 氏名 年 月 日					
郡山市長					
※太線内を記入してください。					
		市内・市外		円	

第4号様式（第3条関係）

許可番号	第号	郡山市東山悠苑使用許可書（死体用）		
死 亡 者	本籍			
	住所			
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平・令年月日生	性別	男・女
死因	一類感染症等 その他			
死亡年月日時	年月日	午前・午後	時分	
死亡の場所				
使用年月日時	年月日	午前・午後	時分	
上記のとおり使用を許可します。				
申請者 住所 氏名 様 死亡者との続柄				
年月日				
郡山市長 印				

使 用 料	円
-------	---

注意

- 1 火葬時間の15分前までに受付を済ませてください。
- 2 受付に「火葬許可証」、「郡山市東山悠苑使用許可書」を提出してください。
- 3 使用した施設及び備品は、原状に復して整理整頓してください。
- 4 苑内に持ち込みの飲食物の残品等は、すべてお持ち帰り下さい。
- 5 その他係員の指示に従ってください。

第5号様式（第3条関係）

許可番号	第 号	郡山市東山悠苑使用許可書（死胎用）		
父	本籍			
	住所			
母	父			
	母			
死産児の性別	男・女・不詳	妊娠週数	週	
分娩年月日時	年 月 日	午前・午後	時	分
分娩の場所				
使用年月日時	年 月 日	午前・午後	時	分

上記のとおり使用を許可します。

申請者 住所

氏名

年 月 日

郡山市長

印

使 用 料	円
-------	---

注 意

- 火葬時間の15分前までに受付を済ませてください。
- 受付に「火葬許可証」、「郡山市東山悠苑使用許可書」を提出してください。
- 使用した施設及び備品は、原状に復して整理整頓してください。
- 苑内に持ち込みの飲食物の残品等は、すべてお持ち帰り下さい。
- その他係員の指示に従ってください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(郡山市斎場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市斎場条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市斎場条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。